

装束からみた天皇の人生

近藤好和

The Life of an Emperor Viewed from His Dress

KONDO Yoshikazu

はじめに

- ①装束・被り物と天皇
- ②「天皇」の束帯と冠直衣
- ③「天子巻」の「天皇」装束
おわりに

【論文要旨】

日本の歴史のうえで重要な位置を占めている天皇の「生・老・死」つまり人生の流れを考えると、まず天皇の子息に生まれ、親王宣下されて親王となり、そのなかから選ばれて立太子して皇太子（東宮）となり、即位して天皇となる。そして、退位して上皇となり、落飾（出家）して法皇となつて、崩御を迎える、というように順次進んでいく。

そして、各段階で着用する装束（着衣）に大きな相違があり、装束によっていずれの段階にあるかが明瞭となる。特に顕著なのは天皇・上皇・法皇での相違であるが、それは天皇の装束が特別であるからである。本稿の目的は、こうした天皇の人生と装束との関係を確認することにある。

天皇と装束の関係を考えるうえで重要な点は、装束に対応する被り物に冠（かんむ

り）と烏帽子（えぼし）があるが、天皇は冠しか被らず、様々な種類がある公家男子装束のなかで、天皇が着用するのは冠に対応する束帯（そくたい）と冠直衣（かんむりのうし）だけである点である。

このうち束帯は天皇を含むすべての男子の正装であり、身分規定の厳格な装束であるが、その上着である位袍（いほう）の色と文様には天皇限定のものがあり、それと峻別された。また、冠直衣は、他とは異なる天皇の特有の着用方法があり、それを御引直衣（おひきのうし）といい、御引直衣か否かで天皇と他が峻別された。

本稿は、こうした天皇の束帯や御引直衣の詳細と、絵画資料で天皇と上皇が装束によって明確に描き分けられていることを確認するものである。

はじめに

日本の歴史のうえで、天皇という存在が重要な位置を占めていることはいままさら強調する必要もない。天皇の「生・老・死」、これを天皇の「人生」と置き換えると、その人生は、まず天皇の子息に生まれ、平安期以降は親王宣下されて親王となり、そのなかから選ばれて立太子して皇太子（東宮）となり、即位して天皇となる。そして、讓位して上皇となり、落飾（出家）して法皇となつて、崩御を迎える、というように順次進んでいく。

そして、各段階で着用する装束に大きな相違があり、装束によつていずれの段階にあるかが明瞭となる。特に顕著なのは天皇・上皇・法皇での相違である。

本稿の目的は、こうした天皇の人生と装束との関係を確認することにある。なお、以下では、天皇そのものは天皇と表記し、皇太子・上皇・法皇を含めた総体としていう場合は「天皇」と区別して表記する。

ところで、装束とは、①建物内外の飾り付けや調度の配置などという場合と②着衣をいう場合がある。この①・②は連動しており、「天皇」の装束も段階によつて①・②ともに変化するのであるが、本稿で考察の対象とするのは②の意味での装束であり、以下、本稿での装束は、すべて②の意味に限定することとする。

さて、こうした装束を筆者の見識で定義すると、公家男女の公服と私服に武家の正装や礼装を含む限定された着衣となる⁽²⁾。そして、公服とは、男女で微妙に意味が相違するが、朝廷や「天皇」に関わる公務の際に着用が義務づけられた着衣のことであり、公家の私服は着用者の身分・職掌などの様々な立場や条件に応じて公服ともなつた。

こうした装束はファッションとして論じられることが多い。女子装束

を中心として装束のファッション性を否定はしない。しかし、それは装束の本質ではない。装束とはまず身分の標識であり、さらに着用者の職掌・家柄・年齢なども明示するものである。また、季節による差違もある。換言すれば、着用者の様々な立場や条件を可視的に提示するのが装束なのである。

このうち公家男子装束には束帯・布袴・衣冠・直衣・狩衣・小直衣・水干等の種類があり、これらが儀式や行事によつて、また着用者の様々な立場や条件に応じて着分けられた。また、装束はいずれも被り物・肌着・下着・上着・装身具・持ち物・履き物などから構成され、公家男子装束では装束の種類ごとに構成要素が異なり、また、同一装束でも着用者の立場や条件で構成要素の一部が相違したり、各構成要素の材質・色・文様などが異なつた。

だからこそ、装束は着用者の立場や条件を可視的に提示することができるとし、文献や絵画の装束描写には着用者の立場や条件を提示する意味がある。だから文献や絵画の装束描写からはまず第一にそうした立場や条件を読み取る必要がある。

①装束・被り物と天皇

各男子装束の構成要素のうち装束との対応関係が特に重要なのは被り物である。これは「天皇」装束とも深く関わる。

律令制以来、男子は貴賤の別なく、元服に際してそれまで伸ばしていた髪を束ねて髻を作るといふ風習が蔓延し、被り物はその髻の保護のために着用し、髻と被り物は成人男子の象徴となつた。装束の被り物には冠と烏帽子があり、冠は公服の被り物であり、烏帽子は着用者の立場や条件で公的性格を帯びたが、原則的には私服の被り物であつた。

具体的に冠に対応する装束は束帯・布袴・衣冠であり、これらが公服

である。烏帽子に対応するのが狩衣・小直衣・水干等であり、これらが私服である。また武家装束（直垂・大紋・素襖）も烏帽子に対応した。直衣は冠と烏帽子の両方に対応し、被り物で公服と私服のどちらともなった。また、職掌（廷尉など）によっては狩衣に冠を着用する場合もあり、それを布衣冠といった。なお、以下では、冠を被った直衣を冠直衣、烏帽子のそれを烏帽子直衣と区別する。

そうしたなかで天皇は、元服以後は烏帽子を被らず、被り物は冠だけであった（皇太子も同様）。したがって、天皇は烏帽子対応の狩衣・小直衣・水干等は着用せず、着用は冠対応の装束だけであり、それも布袴・衣冠は着用せず、束帯と冠直衣だけを着用した。ただし、天皇の冠直衣は臣下とは異なる特殊なもので御引直衣（御下直衣とも）^③といった。

一方、上皇は、天皇と同じく布袴・衣冠は着用しないが、束帯のほかにも、さらに烏帽子とそれに対応する狩衣・小直衣・水干等も着用し、直衣も臣下同様の冠直衣や烏帽子直衣を着用した。ただし、こうした装束の変化は讓位によってすぐに可能となるわけではなく、御布衣始というはじめの儀式を必要とした。布衣とは狩衣の別称で、御布衣始とは、上皇がはじめて狩衣を着用する、それはつまり烏帽子を着用するということであり、烏帽子対応の装束を着用するということである。そして、この御布衣始によって②の意味での装束だけでなく、①の意味での装束も内裏様式から仙洞様式に変化した。同時に御布衣始後は、臣下も烏帽子（烏帽子対応装束）^④での上皇との対面が可能となった。

したがって、絵画に描かれた「天皇」が少なくとも烏帽子着用ならば、それを「天皇像」というのは正確ではなく、「上皇像」といわなければならぬ。また、束帯の場合、上着である位袍の色と文様で天皇と上皇は区別でき、冠直衣では御引直衣か臣下と同様の直衣姿かで天皇と上皇が区別できる。さらに、法体ならば法皇であることはいままでもない。落飾した天皇が在位し続けたり、落飾者が還俗せずに即位することはあ

り得ないからである。

だから装束で天皇・上皇・法皇は峻別できる。また元服以後の皇太子の装束はやはり束帯と御引直衣であり、御引直衣での区別はないようだが、束帯では位袍の色と文様でやはり天皇と皇太子は区別できる。さらに皇太子・天皇・上皇ともに元服以前（未成年）はいずれの装束でも被り物は被らない。このように「天皇」は、皇太子・天皇・上皇・法皇と人生の節目ごとに装束が変化し、人生が装束で追跡できる。

つぎにこうした「天皇」の装束のうち束帯と冠直衣について基礎事項を確認しよう。

②「天皇」の束帯と冠直衣

①束帯

養老衣服令には礼服・朝服・制服の三種類の公服が規定されている。このうち、皇太子を除く男女皇族と男女初位以上の律令官人（武官は無位も含む）が「朝庭公事」（日常公務）で着用することが規定されているのが朝服である。朝服は律令制下の皇族や官人にとっても日常的な公服であり、男子の朝服が和様化して九世紀末頃には成立していたのが束帯である。^⑤

束帯とは皆具の名称であり、被り物・肌着・下着・上着・装身具・持ち物・履き物がすべて揃った総体が束帯である。したがって、着用者の立場や条件で、一口に束帯といっても様々な区別がある。

①文官と武官の区別。男子律令官人には文官と武官の区別があり、文官と武官で構成要素の種類や構造が一部相違した。なお、成人以後の「天皇」はどの段階でも文官様式である。

②晴儀と日常の精粗。日常用の束帯は晴儀用の束帯から一部の構成要

素を省略した。日常用の束帯を楚々、晴儀用の束帯を物具といい、成人以後の「天皇」は物具を原則とした。

③身分による区別。身分によって構成要素の材質・色・文様などを相違した。束帯の区別のうちもつとも重要かつ厳格な区別であり、天皇と臣下の区別、「天皇」各段階の区別もこれによる。具体的には後述する。

④季節による区別。束帯に限らず装束のうえでの季節は冬と夏の二季であり、冬は旧暦十月一日～三月末日、夏は旧暦四月一日～九月末日である。この冬と夏で構成要素の材質・色・文様などを相違した。特に上着や下着(袴をのぞく)は、冬は裏地が付く袴であり、夏は材質が薄物で、裏地の付かない一重となった。これは「天皇」・臣下ともに同様である。

⑤年齢による区別。元服以後、年齢によって若年・壮年・老年と区別し、やはり構成要素の材質・色・文様などを相違した。これもやはり束帯に限らない区別である。具体的な年齢は、若年は元服(十二～三歳が通常)から二十歳前後、二十代から四十歳前後が壮年、それ以後が老年で、宿老・宿徳などともいった。しかし、この年齢による区別は慣例的なもので、特別な規定がある厳密なものではない。着用者本人の判断による部分が大きく、同年齢でも着用者の身分や立場などによって相違し、「天皇」を含めて高い身分の人ほど実際よりも年長の料を着用する傾向にあった。

⑥時代による様式変化。もつとも大きい変化は十二世紀の強装束という様式の流行であり、束帯をはじめとする以後の公家装束は強装束様式を基本として推移した。

このように着用者の立場や条件で様々な区別のある束帯であるが、物具の構成はつぎのようである。被り物は冠。肌着は、本来は大口と単で、強装束以降は大口と単の下に肌小袖を着用した。下着は相・打衣・表袴・下襲・半臂。上着は位袍。装身具は石帯と魚袋で、持ち物として笏・帖紙・扇がある。これに武官と勅授帯剣の勅許を得た文官が劔を佩き、

さらに武官は弓箭を佩帯した。履き物は、襪に靴または浅沓である。

こうした構成要素のうち身分規定は肌着や持ち物をのぞくすべての構成要素に存在したが、そのうちでも特に身分規定が厳格なのが、上着である位袍と、表袴・下襲・半臂の下着類である。これらの身分規定が厳格なのは、構成要素のすべてを着用しても明確に外見できるからであるが、じつは位袍と下着類では身分基準が異なっていた。

まず位袍の身分規定は律令制本来の身分秩序である位階制に基づいた。つまり朝服以来の身分規定であり、位階ごとに位袍の色が異なった。その位階ごとに定められた色を位色という。養老官位令によれば、皇太子をのぞく親王・内親王には一品～四品、王・女王には一位～五位、男女諸臣(臣下)には一位～初位が与えられた。位色は養老衣服令によれば、皇族は、親王・内親王すべてと王・女王の一位が深紫、それ以下は浅紫。諸臣は、一位は深紫、二・三位は浅紫、四位は深緋、五位は浅緋、六位は深緑、七位は浅緑、八位は深縹、初位は浅縹である。

しかし、同色の深淺の相違は微妙なものであり、また下位者が上位者の位色を希求する人情から、奈良朝以来、位色は総体に濃くなる傾向にあり、十世紀以降は、皇族と諸臣四位以上は黒、五位は深緋、六位以下は深緑(平安末期には深縹)へと変化していった。

一方、下着類の身分規定は、九世紀末頃に成立した公卿・殿上人・諸大夫(地下)という新しい身分秩序に基づき、特に公卿以上と殿上人以下で区別された。殿上人とは、四位・五位のうちで、内裏のなかの天皇日常生活の場である清涼殿の南廂殿上間に昇殿することを勅許された人々と、職掌上昇殿できる五位・六位の藏人を含む階層で、藏人頭の指揮の下で、宿直・陪膳をはじめとする天皇身辺の雑務に従った。この殿上人を経て昇進したのが、当時の国政審議官である公卿であり、三位以上と四位の参議を含む階層である。むろん公卿も昇殿勅許者である。これに対し、四位・五位の昇殿不勅許者が諸大夫であり、藏人をのぞく六

位以下（平安中期以降、七位以下は実質的には任命されていないので、六位と無位）を含めて地下となる。

こうした新しい身分秩序に基づく下着類の身分規定の要点は、簡潔に言えばつぎのようである。束帯の上着や下着類の生地は絹地（動物繊維）であるが、公卿以上は、袷の表地や夏の薄物に有文の絹地（綾等）を使用でき、殿上人以下は無文の絹地（平絹等）しか使用できないという点である。⁽⁷⁾

位袍の位色も下着類の生地も、下位者が上位者の料を使用することは禁じられており、下位者にとって位色を含めた上位者の生地を禁色という。しかし、下着類の禁色は、勅許によって殿上人以下での使用も可能であった。これに対し、位色の僭越は許されず許されない。これは下着類の禁色が新しい身分秩序に基づき、上着の禁色が律令制以来の位階制に基づくためであるが、こうした身分規定の二重構造こそ束帯の身分制の重要な特徴である。

この束帯の身分規定の二重構造は、天皇と上皇以下臣下の束帯の区別にも反映されている。つまり下着類は、天皇とそれ以外で一部の文様の相違をのぞいて原則的に相違はない。下着類の禁色はまさに天皇を含む公卿以上の身分のものであり、天皇「ミウチ」の象徴なのである。⁽⁸⁾

これに対し、位袍には天皇と皇太子にはそれぞれ限定の色と文様があり、上皇以下臣下の位袍とは厳密に区別された。天皇のそれは黄櫨染と桐竹鳳凰文様である。

黄櫨染とは櫨と蘇芳を混ぜて染めた茶褐色に近い色である。⁽⁹⁾ もっともこれは律令制以来の規定ではない。日本の律令制には天皇に関する規定がなく、養老衣服令にも天皇の規定はない。天皇の礼服・朝服が規定されたのは弘仁十一年（八二〇）であり、その時に規定された朝服（正確にはその上着である袍）が「黄櫨染衣」である。⁽¹⁰⁾ 以後、黄櫨染が天皇の位色となった。

桐竹鳳凰文様はその名の通り桐・竹・鳳凰による文様である。しかし、この文様が天皇限定の文様となったのは黄櫨染の制定よりもさらに遅く延喜七年（九〇七）以降と考えられている。しかも本来の桐竹鳳凰文様は桐・竹・鳳凰の総文様であったが、鎌倉時代以降は、桐・竹・鳳凰に麒麟を加えて箱形に納め、それを生地に飛び文とした文様に変化した。⁽¹¹⁾

なお、天皇は略儀では桐竹鳳凰文様の青色袍を着用した。青色は紫根と刈安を混ぜて染めた黄緑に近い色である。ただし、青色は天皇限定ではなく、天皇とは文様を異にする青色袍は臣下も着用した。⁽¹²⁾

一方、皇太子限定の色と文様とは、黄丹と六花形唐鳥文様である。黄丹は支子と紅花を混ぜて染めたオレンジに近い色であり、養老衣服令規定の礼服以来の皇太子の位色である。六花形唐鳥文様は、六花形のなかに唐鳥を配した文様で、窠中鳥丸文様・鴛鴦丸文様などといった。⁽¹³⁾

上皇には位色はない。櫨と茜を混ぜて染めた赤色（赤白櫨とも）や青色・黒などを適宜用い、文様も窠中桐竹・八曜菊・尾長鳥唐草などを用いた。

②冠直衣

次は冠直衣である。直衣は主に公卿以上が着用した私服であり、私服としては烏帽子を被ったが、冠を被れば公服となり、特に雑袍宣旨によって勅許を得れば冠直衣での日常の参内が可能となった。

冠直衣の構成は、被り物は冠。肌着は、本来は下袴に単で、強装束以降は下袴と単の下にやはり肌小袖を着用した。下着は相と指貫だけで、相は省略されることも多い。上着は雑袍。扇を持ち、素足に浅沓を履いた。なお、烏帽子直衣は被り物を烏帽子に替えるだけである。

雑袍とは位色による身分規定のない袍のことで、冬は袷で、表地は白の綾、文様は本来は唐花丸で、鎌倉時代以降は臥蝶丸に変化した。裏地は二藍の平絹であり、表地の白に裏地の二藍を透かして襲ね色とした。

夏は一重で、穀紗という薄物を用い、色は二藍で、文様は三重襷であった。

二藍は藍と紅花の二度染めによる色である。藍染めだけでは縹であり、紅花染めだけでは紅であるが、両者の二度染めで紫系統の色となった。紅(くれない)は呉藍(くれない)の音便であるから二藍という。ただし、藍と紅花の割合によって染め上がりの色が変わり、紅花の割合が多い順に蘇芳・薄色・紫・縹などと変化した。

そして、雑袍の二藍は、紅花の割合が多い紅勝りの二藍は若年が使用し、藍の割合が多い藍勝りの二藍を壮年が使用し、藍勝りの二藍も加齢とともに薄く浅葱となり、老年には、何も染めない白となった。これを冬の雑袍の襲ね色でいえば、若年から老年で順に紅梅・桜・薄色・柳・白襲ねなどと変化した。

なお、冬の位袍・雑袍は、頸上・左右袖・襷の部分は裏地を付けずに、表地を縁で折り返して裏地とする。そのために冬の雑袍はこの四箇所が白襲ねとなった。そこで冬の雑袍を四白ともいう。ただし、絵画では四白が必ずしも正確に表現されているわけではなく、特に襷は白襲ねに描かれないことがある。

また、雑袍の文様は、冬は若年は文様が小型の繁文の浮織物、壮年は文様が大い大文(遠文とも)の固地綾であり、老年は無文(無文綾や平絹)となった。

こうした雑袍に合わせる指貫は冬・夏問わず袷であり、公卿以上の表地は綾で、やはり年齢に応じて文様と色が変わった。若年から老年で、色は紫・緯白(経糸紫・緯糸白の織色)・縹・浅葱・白と変化し、文様は浮織物の繁文から固地綾の大文、さらに無文へと変化した。繁文で一般的なものは鳥襷文様であり、大文は八藤丸文様が一般的で、平安期には唐花丸文様も用いたようである。

つまり直衣は雑袍や指貫の色や文様で大まかな年齢が判断できる。しかし、こうした年齢による区別が厳密なものではなく、着用者の判断に

よる部分が大きく、また身分よっても相違することは東帯のところであつたとおりである。

以上が臣下の冠直衣であり、上皇はこれに準じた。これに対し、天皇の御引直衣は下袴と指貫を着用せず、代わりに女性用の袴である赤地無文の長袴を着用するのを特徴とした。また肌着・下着は単・相・打衣などであるが、着用方法は、これらを長袴に着込めず、雑袍とともに打ち掛けるだけが本来であつた。打ち掛けて雑袍などの裾を後に引くから御引直衣である。鎌倉時代には、御引直衣でも長袴の下に肌小袖を着用し、雑袍も腰に当帯をして懐を作つて着用するなど二部に変化が生じたが、いずれにしろこうした御引直衣が天皇帝日常の姿であつた。⁽¹⁴⁾

なお、御引直衣の雑袍は、冬は文様が小葵文様となる以外は色は臣下と同様であり、夏は色も文様も臣下とまったく同様であつた。また、天皇が下袴と指貫を着用し、臣下と同様の冠直衣姿となるのは、十一月の五節帳台試(五節参入)などのごく限られた行事だけであり、その時の指貫の文様は窳文様であつた。⁽¹⁵⁾したがって、臣下と同様の冠直衣姿でも指貫の文様をみれば天皇かどうか判断できた。

つぎに以上で述べた「天皇」装束を絵画資料で確認しよう。素材は宮内庁三の丸尚蔵館所蔵(曼殊院旧蔵)『天子撰関御影』『天子卷』(以下、「天子卷」とする)である。

③「天子卷」の「天皇」装束

①各「天皇」の装束

「天子卷」に描かれている「天皇」は二十一名で、在位のまま崩御して上皇になっていない天皇もふくめてすべてに院号が注記されており、画像が誰に該当するかが明確になっている。具体的には「鳥羽院」から

「後醍醐院」までの二十名と、「今上（二十五、康安二）」の注記があり、後光厳天皇とわかる一名である。なお、鳥羽から後醍醐までの歴代天皇のうち近衛天皇・六条天皇・安徳天皇・仲恭天皇の四人は描かれていない。⁽¹⁶⁾

「天子巻」を含めた「天皇」画像というと、これまでは面貌表現ばかりに関心が向き、装束に関してはほとんど関心が向けられてこなかった。そのため画像が天皇姿か上皇姿かといった基本的な問題についてさえ無頓着であった。

そうしたなかで、「天子巻」の「天皇」装束については鈴木敬三氏の論考がある。⁽¹⁷⁾ 基本的には鈴木氏の論考に尽くされるわけであるが、鈴木氏の論考を参考にしつつ、筆者の見解を加味しながら改めて「天子巻」の「天皇」装束をみていきたい。

なお、「天子巻」については、現在補修準備中ということで、原本の熟覧調査は叶わなかったが、写真原板の閲覧は叶ったので、今回は写真原板によった。また、本稿は「天子巻」そのものについての論考ではないので、「天子巻」そのものについては先行研究に譲ることにする。しかし、奥書によれば巻末の花園院と後醍醐院は絵・注記ともに他とは別筆であり、またすべての「天皇」が粉本により描かれているという。⁽¹⁸⁾ では、描かれている順にみていこう。なお、生没・在位・落飾・配流の年を記し、年齢はいずれも数え年である。

①鳥羽院 生没 康和五年（一一〇三）〜保元元年（一一五六）
享年五十四歳

在位 嘉祥二年（一一〇七）〜保安四年（一一二三）

讓位二十一歳

落飾 永治元年（一一四一） 三十九歳

・僧綱襟を立てた青鈍地小菊三盛文様の袍（法衣の上着も袍という）に、八藤丸文様の指貫を着用し、香地無文の五条袷袢を左肩に掛けた法皇姿

である（図1）。こうした法体装束を鈍色という。ただし、鈍色は寄せ髪を入れた裳を腰に着用するが、裳は描かれていない。指貫の色は、鈴木氏は薄香色とするが、写真原板を詳細に観察すると、それは彩色の剥落のためで、浅葱色が僅かに確認できる。つまり本来はのちにみる後白河院と同じく青朽葉色であったらしい。八藤丸文様もわずかに残る程度である。なお、画像の向きは巻頭の鳥羽院のみが左を向き、ほかはすべて右向きである。⁽¹⁹⁾

②崇徳院 生没 元永二年（一一一九）〜長寛二年（一一六四）
享年四十六歳

在位 保安四年（一一二三）〜永治元年（一一四一）

讓位二十三歳

落飾・配流 保元元年（一一五六） 三十八歳

・冬の冠直衣による上皇姿。冠は有文（四菱文様）。白地臥蝶丸文様の雑袍に白地八藤丸文様の指貫を着用した冬の冠直衣による上皇姿（図1）。雑袍・指貫ともに彩色の剥落が激しいが白地と判断できる。雑袍が白地であるのは白襲ねを表現したものと考えられ、白襲ねの雑袍に白地の指貫は老年の姿である。

③後白河院 生没 大治二年（一一二七）〜建久三年（一一九二）
享年六十六歳

在位 久寿二年（一一五五）〜保元三年（一一五八）

讓位三十二歳

落飾 嘉応元年（一一六九） 四十三歳

・僧綱襟を立てた青鈍地小菊文様の袍に、青朽葉地八藤丸文様の指貫を着用し、香地無文の五条袷袢を左肩に掛けた鈍色による法皇姿（図2）。指貫には八藤丸文様が明瞭であるが、このような丸文様の指貫が大文の指貫である。剥落しているが鳥羽院・崇徳院の指貫も大文である。

④二条院 生没 康治二年（一一四三）〜永万元年（一一六五）

享年二十三歳

在位 保元三年(一一五八)～永万元年(一一六五)

讓位二十三歳

・有文の冠を被り、小葵文様の雑袍に赤地無文の長袴を着用した冬の御引直衣による天皇姿(図2)。雑袍は左右の鱗袖と頸上を白地に、その他は縹地に描かれているが、これは表地が白地で、白地の左右の鱗袖と頸上はその表地を折り返して白襲ねとした四白であり(欄は描かれていない)、縹地の部分は表地の白地に裏地の二藍が透けていることを表現したものである。表地に透けた二藍が縹に描かれているということは、その二藍が濃い藍勝りであることを示している。以下、「天子巻」では、御引直衣に限らないすべての雑袍が(つぎの今上はのぞく)、表地の白地に裏地の二藍を透かした四白に描かれている。なお、雑袍の小葵文様はやや崩れた描写である。

⑤今上 生没 暦応元年(一一三八)～応安七年(一一七四)

享年三十七歳

在位 文和元年(一一五二)～応安四年(一一七二)

讓位三十四歳

・有文の冠を被り、茶褐色地無文の雑袍に、赤地無文の長袴を着用した御引直衣による天皇姿(図3)。すでにふれた注記から、後光厳天皇二十五歳の在位中の姿であることがわかる。雑袍はその色から黄櫨染を思わせるが無文であり、鈴木氏によれば、凶色である香染または柑子色の凶事用の雑袍であり、康安二年(一一六二)五月に崩御した宣政門院(20)権子内親王の服喪に関係する可能性があり、法要仏事の際の姿⁽²⁰⁾という。なお、鈴木氏は、この雑袍を夏の料とする。これは服喪の時期が夏であるからであろう。ただし、夏の料ならば薄物が原則であるが、写真原板で確認する限りは薄物である確認は取れなかった。しかし、冬の料ならば、雑袍の四白と同じく、頸上・左右鱗袖・欄の部分は表地を折り返し

て裏地にするため、描写が正確ならば、それらの部分は他の部分と同色ながら濃く描写するはずである。しかし、濃くは描写されていないから夏の料であるという判断もできよう。

⑥高倉院 生没 応保元年(一一六一)～養和元年(一一八一)

享年二十一歳

在位 仁安三年(一一六八)～治承四年(一一八〇)

讓位二十歳

・有文の冠を被り、箱形桐竹鳳凰文様の黄櫨染の位袍を着用した冬の束帯による正装の天皇姿(図4)。背後に引く下襲の裾は、白地臥蝶丸文様の表地に濃蘇芳地の裏地を合わせた冬の料である。この下襲の表裏の配色を躑躅襲ねといい、天皇以下冬の尋常の配色であるが、表地の文様は、天皇は小葵文様であり、臥蝶丸文様は臣下公卿以上の文様であるため、すでに鈴木氏の指摘があるが、故実に誤りがある。また、裏地の文様は、天皇は縦菱、臣下公卿以上は横菱であるが、それは省略され、右手に持つべき笏も省略されている。さらに束帯を着用して胡座すると、欄からはみ出した表袴の裾と襪を履いた足先がみえるのが自然であるが、それらも省略されている。こうした故実の誤りと略筆は「天子巻」の束帯すべてに共通している。ただし、画像右肩の部分の箱形桐竹鳳凰文様は他の文様とは天地が逆になっている。鈴木氏によれば、これは箱形桐竹鳳凰文様が正面は正位置で、背面は肩で折り返して天地が逆になるのを忠実に描写しているためという。これが近世以降は、背面の桐竹鳳凰文様も正位置になるように、織りの段階で背面部分は正面部分とは文様を天地逆にし、現在に継承されている。

⑦後鳥羽院 生没 治承四年(一一八〇)～延応元年(一二三九)

享年六十歳

在位 寿永三年(一一八三)～建久九年(一一九八)

讓位十九歳

落飾・配流 承久三年（一二二二） 四十二歳

・立烏帽子を被り、白地臥蝶丸文様の表地に二藍の裏地を透かした四白の雑袍（襦は白襲ねに描いていない）に、丸文様の指貫を着用した冬の烏帽子直衣による上皇姿（図4）。雑袍の表地に透ける二藍は縹よりも薄い浅葱に描かれており、裏地が薄い藍勝りであることを示している。指貫は剥落が激しく、色は浅葱地のようにみえるが、それが本来から浅葱地か縹地の剥落であるかは写真原板では判断し難かった。またその文様も剥落で分かりづらいが、八藤丸文様であると考えられる。なお、立烏帽子は尋常よりも大きく敬を作り、鈴木氏によれば風流の被り方という。

⑧土御門院 生没 建久六年（一二九五）～寛喜三年（一二三二）

享年三十七歳

在位 建久九年（一二九八）～承元四年（一二二〇）

讓位十六歳

配流 承久元年（一二二二） 二十七歳

落飾 寛喜三年（一二三二） 三十七歳

・有文の冠を被り、白地臥蝶丸文様の表地に二藍の裏地を透かした四白の雑袍に、紫地鳥襷文様による繁文の指貫を着用した冬の冠直衣による上皇姿（図5）。雑袍の表地に透ける二藍が縹であり、その二藍が濃い藍勝りであることを示している。

⑨順徳院 生没 建久八年（一二九七）～仁治三年（一二四二）

享年四十六歳

在位 承元四年（一二二〇）～承久三年（一二二二）

讓位二十五歳

配流 承久三年（一二二二） 二十五歳

・有文の冠を被り、白地臥蝶丸文様の表地に二藍の裏地を透かした四白の雑袍に、縹地八藤丸文様の指貫を着用した冬の冠直衣による上皇姿（図

5）。表地に透ける二藍は縹に描かれている。

⑩後高倉院 生没 治承三年（一二七九）～貞応二年（一二三三）

享年四十五歳

落飾 建暦二年（一二二二） 三十四歳

院号宣下 承久三年（一二二二） 四十三歳

・後白河院同様の鈍色による法皇姿（図6）。ただし、袍の文様は鳥羽院と同じ小菊三盛文様である。

⑪後堀河院 生没 建暦二年（一二二二）～天福二年（一二三四）

享年二十三歳

在位 承久三年（一二二二）～貞永元年（一二三二）

讓位二十一歳

・順徳院同様の冬の冠直衣による上皇姿（図6）。

⑫四条院 生没 寛喜三年（一二三二）～仁治三年（一二四二）

享年十二歳

在位 貞永元年（一二三二）～仁治三年（一二四二）

讓位十二歳

・二条院同様の冬の御引直衣による天皇姿（図7）。四条院は仁治二年（一二四二）一月に元服しており、それ以降翌年一月の崩御までの一年間の姿である。

⑬後嵯峨院 生没 承久二年（一二二〇）～文永九年（一二七二）

享年五十三歳

在位 仁治三年（一二四二）～寛元四年（一二四六）

讓位二十七歳

落飾 文永五年（一二六八） 四十九歳

・立烏帽子を被り、白地臥蝶丸文様の表地に二藍の裏地を透かした四白の雑袍に、縹地八藤丸文様の指貫を着用した冬の烏帽子直衣による上皇姿（図7）。表地に透ける二藍は、後鳥羽院よりも濃く縹に描かれている。

⑭後深草院 生没 寛元元年(一二四三) 嘉元二年(一二三〇四)

享年六十二歳

在位 寛元四年(一二四六) 正元元年(一二五九)

讓位二十七歳

落飾 正応三年(一二九〇) 四十八歳

・立烏帽子を被り、白地臥蝶丸文様の表地に二藍の裏地を透かした四白の雑袍に、縹地八藤丸文様の指貫を着用した冬の烏帽子直衣による上皇姿(図8)。後鳥羽院同様の姿である。

⑮龜山院 生没 建長元年(一二四九) 嘉元三年(一二三〇五)

享年五十七歳

在位 正元元年(一二五九) 文永十一年(一二七四)

讓位二十六歳

落飾 正応二年(一二八九) 四十一歳

・後鳥羽院・後深草院同様の冬の烏帽子直衣による上皇姿(図8)。

⑯後宇多院 生没 文永四年(一二六七) 正中元年(一二三四)

享年五十八歳

在位 文永十一年(一二七四) 弘安十年(一二八七)

讓位二十一歳

落飾 徳治二年(一二〇七) 四十一歳

・立烏帽子を被り、白地臥蝶丸文様の表地に二藍の裏地を透かした四白の雑袍に、浅葱地八藤丸文様の指貫を着用した冬の烏帽子直衣による上皇姿(図9)。表地に透ける二藍は後鳥羽院・後深草院・龜山院同様に浅葱に描かれているが、指貫はこの三院とは異なり、浅葱地に描かれている。

⑰伏見院 生没 文永二年(一二六五) 文保元年(一二三二)

享年五十三歳

在位 弘安十年(一二八七) 永仁六年(一二九八)

落飾 正和二年(一二三三) 四十九歳

讓位三十四歳

・有文の冠を被り、白地臥蝶丸文様の表地に二藍の裏地を透かした四白の雑袍に、浅葱地八藤丸文様の指貫を着用した冬の冠直衣による上皇姿(図9)。表地に透ける二藍は浅葱に描かれている。被り物以外は後宇多院と同様の姿である。

⑱後伏見院 生没 正応元年(一二八八) 建武三年(一二三六)

享年四十九歳

在位 永仁六年(一二九八) 正安三年(一二三〇一)

讓位十四歳

落飾 元弘三年(一二三三) 四十六歳

・有文の冠を被り、白地臥蝶丸文様の表地に二藍の裏地を透かした四白の雑袍に、八藤丸文様の指貫を着用した冬の冠直衣による上皇姿(図10)。剥落と変色のために、雑袍と指貫の本来の彩色が分かりにくくなっているが、写真原板によると、雑袍・指貫ともに縹の剥落のようである。つまり順徳院・後堀河院と同様の姿らしい。

⑲後二条院 生没 弘安八年(一二八五) 延慶元年(一二三〇八)

享年二十四歳

在位 正安三年(一二三〇一) 延慶元年(一二三〇八)

讓位二十四歳

・有文の冠を被り、剥落するが桐竹鳳凰文様の青色袍に躑躅襲ねの下襲を着用した冬の束帯による天皇姿(図10)。

⑳花園院 生没 永仁五年(一二九七) 正平三年(貞和四年・一二四八)

享年五十二歳

在位 延慶元年(一二三〇八) 文保二年(一二三二)

讓位二十二歳

落飾 建武二年(一二三五) 三十九歳

・土御門院同様の冬の冠直衣による上皇姿(図11)。

②後醍醐院 生没 正徳元年(一二八八)～延元四年(暦応二年・一三三九)

享年五十二歳

在位 文保二年(一二三二)～延元四年(暦応二年・一三三九)

讓位五十二歳

・後二条院同様の冬の青色袍の束帯による天皇姿(図11)。ただし、青色袍は無文で桐竹鳳凰文様は省略されている。

②装束からみた「天子巻」

以上のように、「天子巻」の「天皇」装束は、下襲の表地の文様が小葵文様ではない点、笏や足先が省略されている点、無文の青色袍が描かれている点など、束帯姿での故実の間違いや略筆が目立ち、さらに鈍色の裳も省略されている。これはやはり粉本によって描かれているためと考えられる。

したがって、「天子巻」の「天皇」装束を論じることは粉本の「天皇」装束を論じることにつながるが、「天子巻」の「天皇」装束をまとめることのようになる。

まず天皇姿は六例で、高倉院・後二条院・後醍醐院が束帯、二条院・後光厳院・四条院が御引直衣である。このうち後光厳院は今上であるから天皇姿で当然である。また、その他の天皇も高倉院以外はいずれも在位のまま崩御し、上皇にはなっていないので天皇姿でなければならぬ。高倉院は上皇になっているが、上皇であったのは讓位した治承四年(一一八〇)二月から崩御した翌養和元年一月までの僅かに十一ヶ月に過ぎないから、天皇姿であるのも首肯できよう。

次に上皇姿は十二例で、冠直衣七例、烏帽子直衣五例である。このうち順徳院と後堀河院をのぞき、上皇であった期間は後伏見院の三十二年を筆頭にいずれも十年以上に及び、在位期間よりもはるかに長く、上皇

姿が相応しい。後堀河院は在位十一年で上皇期間は一年十ヶ月と短い。二年近く上皇であったので、上皇姿でもおかしくはないであろう。

問題は順徳院である。順徳院の上皇期間は、承久の乱直前の承久三年(一二二二)四月から乱に敗れて配流される同年七月までの僅かに三ヶ月である。これならば高倉院のように天皇姿が相応しい。しかし、配流になったという特殊事情に加え、配流から崩御までの二十二年間、落飾せず、在俗のままである。そこで上皇姿が採用されたのであろう。

こうした上皇姿のうち冠直衣と烏帽子直衣の区別、また法皇姿三例は、「天子巻」が粉本により描かれていることをよく示していると考えられる。その区別に基準がありそうで、必ずしもそうではないからである。

まず烏帽子直衣は後鳥羽院・後嵯峨院・後深草院・龜山院・後宇多院の五例である。五例の上皇であった期間をみると、龜山院は十五年であるが、後鳥羽院二十三年、後嵯峨院二十二年、後深草院三十一年、後宇多院二十年といずれも二十年以上である。そこで、これらの「天皇」は上皇期間が長期に及ぶから烏帽子直衣で描かれたといえそうである。ただし、上皇期間が三十二年の後伏見院と、龜山院よりも上皇期間が二年長い十七年の花園院は冠直衣であるため、上皇期間の長さだけが烏帽子直衣である理由ではなさそうである。

ついで法皇姿。法皇姿は鳥羽院・後白河院・後高倉院の三例である。このうち後高倉院は、子息である後堀河院が即位し、天皇を経ずして上皇になった承久三年(一二二二)にはすでに落飾していたから、法皇姿は当然である。

また鳥羽院と後白河院は法皇期間が、前者が十五年、後者は二十三年、特に後白河院は上皇期間の十一年よりもはるかに長い。そこで、やはり法皇期間の長い「天皇」が法皇姿であるといえそうである。しかし、鳥羽院の上皇期間は法皇期間よりも長く十八年である。逆に龜山院は上皇期間十五年、法皇期間十六年ながら烏帽子直衣であり、やはり法皇期間

の長さだけが法体姿の理由ではなさそうである。

つまり上皇期間や法皇期間の長さを基準として、「天子巻」の各「天皇」の装束が決められているわけではなさそうである。やはり粉本に基づいた姿ということなのであろう。

それにしても、「天子巻」では、天皇姿と上皇姿が各「天皇」の人生を反映して峻別して描かれているのは確かであり、それは粉本でも同様であったことを示していよう。

おわりに

以上のように、天皇・上皇・法皇は装束によって明確に峻別でき、「天皇」の人生は装束で追跡できる。そのため、天皇・上皇・法皇が一括して描かれている『天子撰関御影』や、それに先行する愛知・徳川美術館蔵『天皇撰関御影』(『天皇撰関御影』とも)を、現状の名称でよぶことに異存はないが、個別画像の場合は、史料的な根拠があるならばそれに従うべきだが、そうでないならば、一律に天皇像とするのは正確ではなく、装束によって天皇像・上皇像・法皇像に区別すべきであると考える。

ともあれ、天皇・上皇・法皇が装束によって明確に峻別できるのは、それを突き詰めれば、天皇の装束が特別だからである。だからこそ讓位してからの装束との相違が鮮明になるのである。装束がまさに身分の標識であり、着用者の立場や条件を可視的に提示するものであることを、もつとも体現しているのが天皇の装束なのである。

註

- (1) たとえば、十二世紀末頃に成立した源雅亮の『滿佐須計装束抄』(『群書類従』装束部所収)は、装束専門の故実書としては最初のものであるが、全三巻のうち上巻の大半は①の意味での装束の記述である。『滿佐須計装束抄』については、鈴木敬三「仮名装束抄と源雅亮」(『國學院雜誌』八〇―一一、一九七九年)参照。
- (2) 本稿で記す装束概説は、特に断らない限り、拙著『装束の日本史 平安貴族は何を着ていたのか』(平凡社新書 二〇〇七年)に基づいている。なお、拙著は以下の先学の研究から学んだ知識を筆者の見識や理解でまとめ直したものである。その先学の研究とは、鈴木敬三「初期絵巻物の風俗史的研究」(吉川弘文館、一九六〇年)、同「熊野速玉大社の御神宝」(『国学院雜誌』六五―一十、十一(合併号)、一九六四年)、同「扇面法華経冊子の風俗」(秋山光和・柳沢孝・鈴木敬三「扇面法華経の研究」鹿島研究出版会、一九七二年)、同「有識故実図典」(吉川弘文館、一九九五年(初出一九五〇年))、同編「有識故実大辞典」(吉川弘文館、一九九六年)、歴世服装美術研究会編『日本の服装(上)』(吉川弘文館、一九六四年)、京都国立博物館編『京都国立博物館蔵国宝阿須賀神社伝来古神宝』(京都国立博物館、一九七二年)、國學院大学神道資料展示室編「高倉家調進控装束織文集成」(國學院大学、一九八三年)、石村貞吉『有職故実上・下』(講談社学術文庫、一九八七年(初出一九五六年))、河上繁樹『日本の美術三三九 公家の服飾』(至文堂、一九九四年)、仙石宗久『十二単のはなし 現代の皇室の装い』(婦女界出版社、一九九五年)、高田倭男『日本の服装』(中公文庫、二〇〇五年(初出一九九五年))などである。このうち特に鈴木敬三氏の遺稿集ともいえる『有識故実大辞典』からは多くを学んでいる。
- (3) ただし、明治以降の天皇は小直衣と御引直衣ではない冠直衣も着用している。また、前近代で天皇・臣下が着用した装束にはほかに礼服がある。礼服は、養老衣服令では皇太子以下男女皇族・男女諸臣五位以上の着用が規定され、着用の機会には「大祀・大嘗・元日」とみえる。一方、「延喜式」左右近衛府・左右衛門府・左右兵衛府では、「大儀」での六衛府武官の礼服用が規定され、大儀とは「謂元日・即位及受蕃国使表」とみえる。また、養老衣服令に規定のない天皇の礼服は、嵯峨天皇の弘仁十一年(八二〇)に「元正受朝則用衰冕十二章」と規定された(『日本紀略』同年二月甲戌(二日)条)。しかし、淳和天皇の弘仁十四年には、「礼服難弁、多闕朝賀、凶年之間、欲停着用、亦宜議定奏之」とあり、礼服を調達できないという理由で朝賀不参加が増えたことを理由に礼服の停止が諮られた(『類聚国史』歳事二・元日朝賀・同年十二月甲申(四日)条)。これに対し、八日後には臣下から「其礼服者依詔停

止、但皇太子及参議・非参議三位以上、并預職掌二人等依旧着焉」との解答を得(同十二月壬辰(十二日)条)、以後、礼服はほぼ即位式と元日朝賀にのみ天皇と一部の臣下が着用する装束となった。しかし、元日朝賀は一条天皇の正暦四年(九九三)を最後に廃絶し、以後、礼服は即位式限定の特殊装束として孝明天皇の即位式まで着用され、明治天皇の即位で廃止されるのである。

(4) 御布衣始は、十五世紀に成立した洞院実熙の『名目抄』(『群書類従』雑部所収)に立項され、「太上皇尊号之後、始令着御烏帽子云也」と解説されており、その注釈書である速水房常の『禁中方名目鈔校注』(『改定増補故実叢書』一〇所収)には「院ノ御所、脱履ノ後、始テ狩衣ヲ着御也、則布衣始御式有」と註釈されている。また、註(2)前掲『高倉家調進控装束織文集成』の鈴木敬三氏による「解説」では、応永十九年(一四二二)十月十四日の後小松院の御布衣始の装束を記した高倉常水の『常水入道記』と山科教興の『教興卿記』が引用されている(『大日本史料』七編一七所収)。さらに宮内庁書陵部編『皇室制度史料太上天皇』一三(吉川弘文館、一九七八―一九八〇年)からは、十例(中世八例・近世二例)の御布衣始の記事を管見し、そのうち四例は鎌倉時代に遡る記事である。もともと古い事例は広橋経光の『民経記』貞永元年(一二三二)十月九日条で、後堀河院の御布衣始に関する記事である。現在のところ管見したそれよりも古い事例としては、中山忠親の『山槐記』治承四年(一一八〇)三月四条に、高倉院が御幸始の日に讓位後始めて烏帽子を着用する記事がみえる。さらに遡ると、十世紀後半に成立した源高明の『西宮記』卷十七・冠には「烏帽子、太上天皇或(暗カ)時着之、また同・袍に「布衣、太上天皇已下、随便服用無所限」とあり、上皇が烏帽子と布衣(狩衣)を着用することがわかるが、これは御布衣始に直接関わる記事ではない。これに対し、注目されるのは藤原道長の『御堂閔白記』長和五年(一〇一六)二月二十八日条であり、「参院、献夜装束并御烏帽等」とみえ、当時准摂政であった道長が、その前月に讓位した三条院に「夜装束」と烏帽子を直接献上している。見過ごされがちな記事であるが、これはきわめて異例なことであり、当時すでに御布衣始同様のことが行われていた証左となろう。なお、同時に献上された「夜装束」とは、宿直装束つまり直衣や狩衣などの烏帽子対応の装束と考えられよう。ちなみに、右の『皇室制度史料』所引の御布衣始記事からすると、御布衣始は御幸始の夜に行われるのが通例であり(『山槐記』も同様)、その際には臣下もすでに烏帽子対応装束で参加し(『山槐記』では、「公卿以下布衣事未」被「仰下」とある)、また、天皇が冠から烏帽子に着替えることが御布衣始で、それと同時に臣下が烏帽子(烏帽子対応装束)ではじめて上皇に対することが布衣始と区別しているようにも考えられる。こうした御布衣始については研究があまりないようであり、詳細については別稿を用意したい。

(5) 束帯という名称は、藤原師輔の『九曆』逸文延長八年(九三〇)八月十七日条に慈覚大師円仁が夢で空海に遭ったという逸話が載り、その際に「慈覚即束帯出逢」とみえるのが管見での初見である。しかし、この束帯は僧侶の正装である法服のことであり、俗人の束帯が正装であることを前提としての名称であるが、俗人の束帯そのものの初見にはならないであろう。これに対し、やはり藤原師輔の『九条殿記』(『九曆』部類記)大臣家大饗・承平六年(九三六)正月三日条に「曾九条大臣尋常病重不能束帯」とみえ、これが管見での俗人の束帯の初見と考えられる。なお、「九条大臣」とは寛平三年(八九二)に没した藤原基経であり、記事内容からは九世紀末には束帯が成立していたことになろう。

(6) 昇殿制および殿上人の成立に関しては、古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』(吉川弘文館、一九九八年)参照。

(7) 装束での有文・無文とは、あくまで絹地での織文様の有無をいう。絹地に織文様があるのが有文、ないのが無文であり、布地(植物繊維)の染文様などは文様があっても有文とはいわない。

(8) 束帯の身分制が二重構造になっているという見解は、註(2)前掲拙著で提示した筆者の見解である。拙著では下着類の禁色勅許を「天皇との関係の深さを表示」と記したが(一〇三頁)、本稿執筆中に、それは天皇「ミウチ」の象徴(証)であると考えに至った。「ミウチ」とは摂関政治の体質を表す用語である(倉本一宏「摂関政治と王朝貴族」(吉川弘文館、二〇〇〇年)参照)、束帯の身分制の二重構造はまさに摂関政治の体質とリンクするものではなからうか。事実、平安期古記録を中心として禁色勅許された殿上人を網羅的に抜き出し、詳細に分析した小川彰「古記録記事を通して見た禁色勅許―平安後期殿上人層を中心として―」(『国史学』一二七、一九八五年)によれば、禁色勅許の初見である仁和三年(八八七)以後、長和年間(一〇二二―一〇二七)以前は、藤原良房流諸家や源氏諸家に広範囲に与えられた禁色勅許が、十一世紀中葉頃からは藤原道長を祖とする御堂流とそれと関係の深い村上源氏に限定され、これに十二世紀中葉には藤原公季を祖とする閑院家が加わり、以後は摂関家(御堂流)と清華家(閑院流・久我源氏など)に家格が固定されるという。これはつまり天皇の外戚関係つまり「ミウチ」中心に禁色勅許されているということではなからうか。別稿で考えたい。

(9) 黄檳染と以下に記す青色・黄丹・赤色の染料に関しては、『延喜式』卷十四・縫殿寮(雑染用度条)による。そこには皇族・臣下の位色の染料も記されている。

(10) 註(3)でも一部を示した『日本紀略』弘仁十一年(八二〇)二月甲戌(二日)条に、嵯峨天皇の詔として「其朕大小神事及季冬奉幣諸院、則用三帛衣、元正受朝則用三衰冕十二章、朔日受朝、同聽政、受蕃国使、奉幣及大小諸会、則用三黄檳染衣」とあり、天皇の斎服(帛衣)・礼服(衰冕十二章)・朝服(黄

櫛染衣)が制定された。同時に、衣服令に規定のない皇后の礼服・朝服、皇太子の朝服が制定され、衣服令に規定のある皇太子の礼服が「袞冕九章」と改められた。

(11) 『醍醐天皇御記』延喜七年(九〇七)二月二十三日条に「左大臣言次云、供御朝服綾文、臣下服同文、甚不便宜、此可被制云々」(『西宮記』卷十七「天皇讓位」所引)と、左大臣藤原時平の提案が記されている。註(2)前掲「高倉家調進控装束織文集成」の「解説」で鈴木敬三氏は、この記事からその頃までは天皇と臣下の位袍の文様に区別がなかったと解釈している。また、藤原行成の『権記』長保二年(一〇〇〇)七月四日・九月二十六日両条によれば、新調の「御服」(天皇の位袍)の文様として、絵師巨勢広貴に「五霊鳳桐」の図を描かせたことがわかる。竹は記されていないが、「五霊鳳」(鳳凰)と桐がその頃には天皇位袍の文様となっていたことがわかる。なお、麒麟の増加は、十三世紀初頭の成立である久我通方の「飾抄」上(『群書類従』装束部所収)からわかる。ちなみに、古様な絵文様の桐竹鳳凰文様は、建長八年(一二五六)成立の「四聖御影」(奈良・東大寺蔵。永和三年(一三七七)成立の忠実な模本もある)にみえる冬の束帯姿の聖武天皇の青色袍や、十三世紀末の成立という「嵯峨天皇画像」(宮内庁三の丸尚蔵館蔵)のやはり冬の束帯姿の青色袍に描かれている。また、模本ながら「年中行事絵巻」朝観行幸巻にみえる冬の束帯姿の天皇の青色袍にも描かれている。

(12) 青色は青白椽・麴塵・山鳩色などの別称がある。承久三年(一二二二)には成立していたと考えられる順徳天皇の『禁秘抄』上巻(『群書類従』雑部所収)に「臨時祭庭座・賭弓・弓場始等被用之、又朝観行幸後出御之時或被用之」とあり、天皇が青色袍の束帯を着用する機会が記されている。なお、『醍醐天皇御記』延喜八年(九〇八)五月十一日条(『河海抄』所引)によれば、渤海使裴瑒の「別貢」に対する「答物」として「其物御衣一襲・青白椽表袍・二藍下重具如例」とみえる。これが管見での青色袍の初見である。極簡の六位藏人が尾長鳥唐草文様の青色袍を天皇より下賜されて着用することなど、臣下の青色袍着用に関して、『装束集成』卷二(編者不詳、『改定増補故実叢書』二四所収)に詳細に記されている。なお、藤原重雄『平安初期天皇像の肖像誌』(黒田日出男編『肖像画を読む』角川書店、一九九八年)は、主に「年中行事絵巻」の天皇描写などから、青色袍の束帯で御椅子に座す姿が臣下が目にすることの多い天皇姿であるとし、そこから桓武天皇画像など中世以降に描かれた平安初期天皇の画像にその姿が採用されたという考えを示している。

(13) 十三世紀後半の成立と考えられる『駒鏡行幸絵巻』(久保惣記念美術館蔵本)には、黄丹の六花形唐鳥文様の位袍を着用した夏の束帯姿の皇太子が描かれている。

(14) 天皇の束帯と、御引直衣およびその鎌倉初期の変化については、『禁秘抄』上巻に詳しい記述がある。

(15) 五節帳台試(五節参入)に天皇が臣下と同様の冠直衣姿となる、つまり直衣に指貫を着用することは、天永二年(一一一一)成立の大江山房の『江家次第』巻一〇・五節帳台試(『改定増補故実叢書』二所収)に「主上出御(御直衣・御奴袴・御沓)」とあることからわかり(「奴袴」は指貫の別表記)、藤原伊通が二条天皇に献上した応保二年(一一六二)頃に成立という『大槐秘抄』(『群書類従』公事部所収)や『禁秘抄』上巻などに記されている。五節帳台試とは、十一月の中卯の日に行われる新嘗祭に先立つ丑の日の行事で、その日に新嘗祭翌日の豊明節会で五節舞を舞う舞姫が内裏に参入し、常寧殿に設けられた帳台で舞の予行演習をし、天皇は臣下とともに常寧殿に行幸して舞姫の下見をする。その際に、臣下に紛れるために臣下同様の冠直衣姿となるという。模本のみが残る承安元年(一一七二)の五節を描いた『承安五節絵巻』には、五節帳台試に臣下とともに常寧殿へ向かう冠直衣姿の天皇が描かれている(史実では承安元年の五節に時の高倉天皇は参加していない)。また、十六世紀成立の三条西実隆の『装束抄』(『群書類従』装束部所収)には天皇が指貫を着用する機会として、この五節帳台試のほかに「殿上淵酔夜」もあがっている。殿上淵酔とは、正月と新嘗祭前日に清凉殿で行われた天皇主催の無礼講的な宴会である。のちに加わったのであろうか。そうした天皇の指貫の文様が寢に霞文様であることは、やはり『大槐秘抄』や『装束抄』からわかる。なお、蹴鞠の際に天皇が「小口袴」を着用することが『大槐秘抄』や『装束抄』に記されているが、『装束抄』によれば、後鳥羽天皇以降、蹴鞠時に指貫を着用するようになったという。小口袴とは『大槐秘抄』によれば、紅地小葵文様で裾に括り紐が入った指貫同様の袴であり、それを着用して蹴鞠をする天皇は、十三世紀後半の成立という『奈与竹物語絵巻』(香川・金比羅宮蔵)に描かれている。

(16) この四天皇が描かれていない理由について、小松茂美「似絵」の絵巻(『続日本絵巻大成』一八、中央公論社、一九八三年)、およびその改訂版である同「似絵」の発生と展開(『続日本の絵巻』一二、中央公論社、一九九一年)では、四天皇がいずれも「十代、未成年」であることを理由としている。確かに、近衛天皇は久寿二年(一一五五)に在位のまま十七歳で崩御。六条天皇は仁安三年(一一六八)に五歳で讓位し、史上初の未成年の上皇となり、安元二年(一一七六)に十三歳で崩御。安德天皇は、文治元年(一一八五)に在位のまま八歳で壇ノ浦に入水(ただし、平氏一門とともに都落ちした寿永二年(一一八三)には京都では後鳥羽天皇が即位している)。仲恭天皇は、承久の乱に伴い、承久三年(一二二二)四月二十日に四歳で即位し、乱後の同年七月九日には幕府によって廢位され、文暦元年(一二三四)に十七歳で崩御している。いずれも十代(安德

はさらに若い)での崩御である。しかし、「天子巻」には十二歳で在位のまま崩御した四条天皇が描かれているし、なによりも近衛天皇は久安六年(一一五〇)に十二歳で元服しているため(『公卿補任』同年尻付)、近衛天皇が描かれていない理由は未成年であるからではない。六条天皇・安徳天皇は元服しておらず、この二天皇に関しては未成年であるという理由が当てはまる。仲恭天皇は、皇位継承儀礼として重要な即位式も大嘗祭も行わず僅か八十日あまりで幕府に讓位させられた廢帝であり、当時は天皇としても上皇としても認められていなかった。仲恭天皇という諡号が送られ、天皇として認められたのは明治三年(一八七〇)である。

(17) 「似絵の装束について」(『新修日本絵巻物全集』二六、角川書店、一九七八年)以下、鈴木氏の説はすべてこれによる。ただし、『天子撰関御影』の専論ではなく、「天子巻」の天皇装束についてもそれほど突っ込んだ考察はなされていない。なお、この鈴木氏の論考以外で「天皇」画像の装束に注目したものとしては、管見では、京都・泉涌寺所蔵の近世歴代「天皇」画像にみえる被り物について考察した黒田日出男「王の肖像」(平凡社、一九九三年)がある。また、平林盛得「天子撰関御影略傳」(『新修日本絵巻物全集』二六、角川書店、一九七八年)には、「天子巻」の各「天皇」の装束が記されている。さらに註(16)前掲小松二論文も「天子巻」の天皇装束についてふれているが、いずれも装束によって天皇像と上皇像を区別するという視点は無い。また、山本陽子「絵巻における神と天皇の表現―見えぬように描く―」(中央公論美術出版、二〇〇六年)は、天皇画像に対する最新の成果であるが、装束についてはふれていない。

(18) 「天子巻」には「此一写為信卿筆也、但奥二代豪信法印奉書之、証本也、不可レ出闕外者也、銘行尹卿筆也、(花押)、奥二代加惠筆也」の奥書がある(図12)。この奥書を書いた花押の主は尊円法親王(一一九八―一二五六)であり、これによると、絵は藤原為信、銘(注記)は藤原行尹の筆という。ただし、「奥二代」つまり巻末の花園院と後醍醐院は、絵は為信孫の豪信法印(為理男だが、『尊卑分脈』によれば為信が実父とも)で、銘は「愚筆」つまり法親王自身の筆という。つまり奥二代の絵と銘は別筆であるという。装束的にも、冠の後に垂れた襖の描き方などの相違から、奥二代の絵が別筆であることは理解できる。しかし、註(16)前掲小松二論文によれば、銘は奥二代が別筆とはいえないようである。いずれにしても、為信・豪信の家系は、「似絵名人」(『尊卑分脈』)といわれる隆信・信実から続く似絵の技術を伝えた家系であり、また、「天子巻」に描かれている各「天皇」は、別個に描かれた各「天皇」画像との面貌表現の相似性が強い。そのため、家伝の粉本などにより描かれたという。以上のような問題を含む「天子巻」そのものについては、『新修日本絵巻物全集』二六(角川書店、一九七八年)、『続日本絵巻大成』一八(中央公論社、一九八三年)、『続日本の絵巻』一二(中

央公論社、一九九一年)所収の、註(16)・(17)前掲分をふくめた諸論考、また、註(17)前掲黒田著書、村重寧「日本の美術三八七 天皇と公家の肖像」(至文堂、一九九八年)などを参照されたい。

(19) 宮島新一「肖像画」(吉川弘文館、一九九四年)は、吉田経房の「吉記」承安四年(一一七四)九月二十二条に「拜礼之後調念仏堂上人、(中略)奉見鳥羽院御影像」(依当院仰、故隆能画之)とあり、経房が四天王寺念仏堂で、後白河院が故藤原隆能に描かせた鳥羽院の画像を見ていることから、鳥羽院の画像が公開されたはじめての天皇画像であるとし、そのために「天子巻」で鳥羽院が巻頭に描かれているとしている。

(20) この画像が、画様や書風、また料紙の継ぎ目の観点などから、本来の「天子巻」のものではなく、後世の混入(錯簡)であるという意見は論者一致した見解であるが、混入の理由を考察したものはない。わずかに註(16)前掲小松二論文で「御引直衣姿の天皇の比較参考図として、手控えの用意に備えた」という説を提示している。

(21) 『公卿補任』仁治二年によれば、同年正月五日に摂政近衛兼経を加冠役に元服していることがわかる。

(22) 「天皇撰関影図巻」は、鳥羽院から後伏見院に至る歴代十七名の「天皇」、九名の鈍色による法体姿、そして法成寺関白(藤原忠通)から岡屋関白(近衛兼経)に至る十一名の撰関が描かれている。「天子撰関御影」とは、九名の法体姿を描く点、「天皇」像を畳の上に描く点(畳は天皇姿は縹縹縁、上皇・法皇姿は高麗縁と描き分けている)が異なり、一部の「天皇」装束なども相違を示しているが、画像の順番や面貌表現には一致点が多く、人名の注記はないが、誰が描かれているかが推定できる。そして、「天皇」撰関は「天子撰関御影」に比べて途中で終わっていることから、それに先行するものと考えられている(以上、京都国立博物館編「宮廷の美術 歴代天皇ゆかりの名宝」展図録(京都国立博物館、一九九七年)解説)。

〔付記〕

「天子撰関御影」「天子巻」の写真原板の閲覧に関しては、宮内庁三の丸尚蔵館学芸室主任研究員太田彩氏と同学芸員五味聖氏にお世話になった。明記して深謝する次第である。

(神奈川大学経済学部、国立歴史民俗博物館客員教授)
二〇〇七年三月三〇日受理、二〇〇七年九月一四日審査終了

The Life of an Emperor Viewed from His Dress

KONDO Yoshikazu

When we consider the birth, life and death, namely, the course of the life of Japan's emperors, who hold an important position in the nation's history, we find that it conforms to the following chronology. Born as the son of the emperor he is first an imperial prince, is then chosen to be the Crown Prince, and then succeeds his father to the imperial throne. Upon retiring from his role as emperor he assumes a Buddhist role and awaits his death.

Because the dress an emperor wears is quite different for each of these stages, we can identify each particular stage of his life from his dress. The most marked differences are found between the emperor, retired emperor and Buddhist stages, which are due to the unique features of the dress worn by a serving emperor. The aim of this paper is to look at this relationship between an emperor's life and dress.

One important point when considering the relationship between an emperor and his dress is headwear. While there are two types of headwear, a crown (kanmuri) and a type of formal headwear (eboshi), which are worn depending on the type of dress, an emperor wears only a crown. Although there are various types of dress worn by noblemen, the only two types of dress worn with a crown by the emperor are known as "sokutai" and "kanmuri noushi".

"Sokutai" refers to formal dress worn by all males, including the emperor, and the type worn is strictly defined according to rank. There are colors and patterns for the collars of the top dress that can be worn only by the emperor, thus distinguishing him from others. The emperor also wears the "kanmuri noushi" in a unique way known as "o-hiki noushi", which also clearly distinguishes him from others.

This paper provides details of these "sokutai" and "o-hiki noushi" worn by the emperor, and also shows that it is possible to distinguish an emperor from a retired emperor in illustrations due to the type of dress worn.

